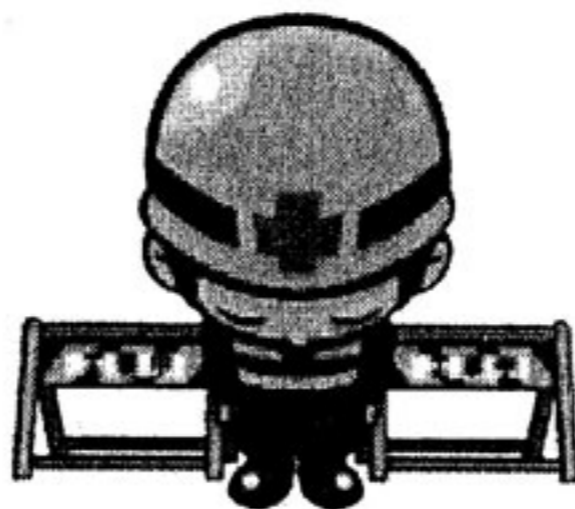


## 7月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付（第1期分）  
納期限 … 8月1日
- 2 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限 … 7月15日
- 3 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付  
納期限 … 7月中において市町村の条例で定める日
- 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限 … 7月11日  
（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付）
- 5 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉  
申告期限 … 8月1日
- 6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 8月1日
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 8月1日
- 8 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 … 半期分  
申告期限 … 8月1日
- 9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 8月1日
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 8月1日

中央税務会計事務所ニュース



《通信欄》

（工事↓中）

# 平成28年度税制改正にみる 中小企業の新たな機械装置の 投資に係る固定資産税の特例の

平成28年度税制改正では、中小企業が一定要件の下で機械装置を取得した場合に、その固定資産税を2分の1にする特例が創設されましたが、その前提となる「中小企業等経営強化法」が5月24日に国会で可決・成立、6月3日に公布されました。この特例は、赤字法人にも課される固定資産税を軽減することと、赤字企業にも効果があるという点で注目されています。そこで今号では、平成28年度税制改正の中から、「中小企業の新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例」の主な概要についてふれてみました。(関連記事・P3経営コーナー参照)

## ■改正の目的

我が国の経済は回復基調にあるとはいえ、労働人口の減少や国際競争の激化などを背景に、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、中小企業の7割が赤字法人といわれています。

こうした中、地域経済の活性化に向け、地域の中小企業による設備投資の促進を図ることを目的として、固定資産税を軽減する特例が創設されました。

最初の3年間、課税標準を2分の1とする措置が講じられます。

## ■適用対象者

本制度の適用対象者は「中小企業者等」とされています。中小企業者等とは、以下の法人又は個人をいいます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1000人以下の個人

ただし、上記の要件を満たす中小企業であっても、資本金1億円超の大企業の子会社等については適用対象外となります。

## ■適用対象資産

本制度の適用対象となる「一定の機械及び装置」とは、以下の①から③までのいずれにも該当する生産性向上設備とされます。

- ① 販売開始から10年以内のもの
  - ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
  - ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- なお、これら機械装置は、新品のみが対象であり、中古のものは対象外となります。

## ■適用期間と軽減額

中小企業等経営強化法の施行日から平成31年3月31日までの間に取得した一定の機械及び装置が対象となり、取得した日の翌年1月1日以後の固定資産税の課税標準が3年間、2分の1に軽減されます。

例えば、平成28年中に設備を取得した場合には、平成29年1月1日の時点に所有する資産として申告され、平成29・30・31年度の3年間の固定資産税が軽減されることとなります。

なお、「中小企業等経営強化法」の施行日については、公布の日から3カ月以内とされているため、本年7月～8月頃に施行されるとみられています。詳細な手続きについては、今後、中小企業庁等で整備されると考えられています。

## ■経営力向上計画の策定

本特例措置を受けるためには、対象資産の取得前に、「経営力向上計画」(経営力を向上させるための事業計画)を策定し、事業所管大臣の認定を受ける必要があります。事業所管大臣は、それぞれの事業分野の特性を踏まえつつ、事業者が

## ■制度の概要

この特例は史上初の固定資産税での設備投資減税とされており、赤字法人にも課される固定資産税の軽減措置であるため、赤字比率の高い中小企業にも大きな効果があると期待されています。

中小企業等経営強化法の制定を前に、中小企業者が、同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置について、

行うべき経営力向上のための取り組みについて示した「事業分野別指針」を事業分野ごとに策定することになっています。経営力向上計画は、この事業分野別指針に基づいて策定することになります。

事業分野別指針は、施行日までに策定されて今後公表される予定ですが、中小企業庁では、「経営力向上の事例」として、次のような事例を掲げています。

【サービス業における取り組み例】  
売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務効率化による収益向上を実現。

【製造業における取り組み例】  
自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

### 生産性向上設備投資 促進税制の廃止

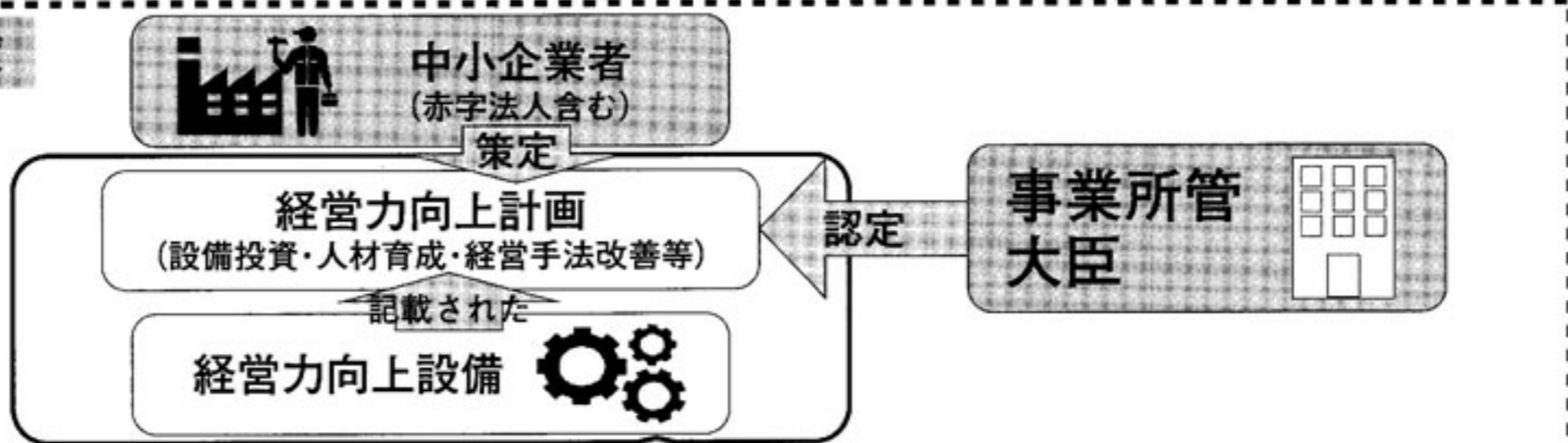
なお、企業の投資判断の前倒しを促すため、特別償却又は税額控除を受けることができる「生産性向上設備投資促進税制」については、平成29年3月31日の適用期限をもって廃止されることになりましたので注意が必要です。

## 【新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例】

### 適用期間

【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】  
※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象

### 制度



### 特例措置

(生産性向上設備に係る)  
固定資産税の特例  
1/2軽減(3年間)

## 特例対象・内容

### 【支援対象】

➤ 中小企業者(※)が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置 (新品)

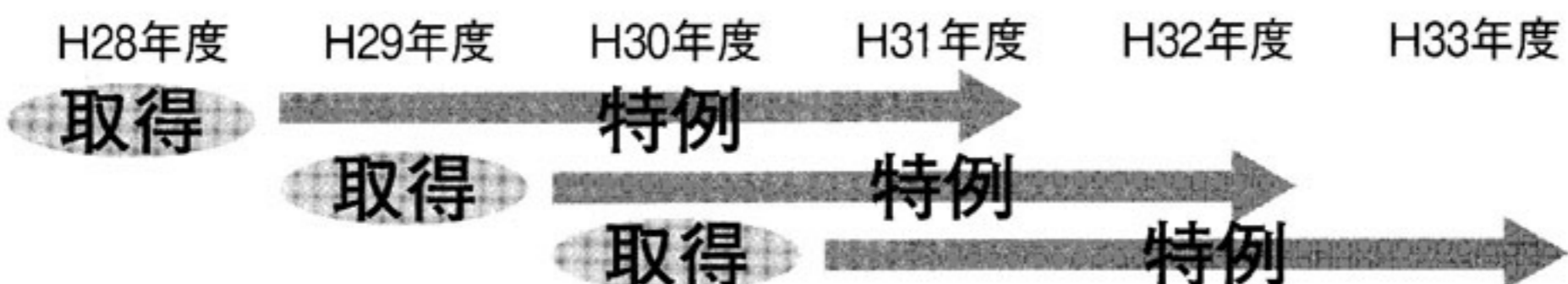
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➤ 生産性を高める機械装置が対象

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした機械装置が対象です。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

### 【特例】

➤ 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。